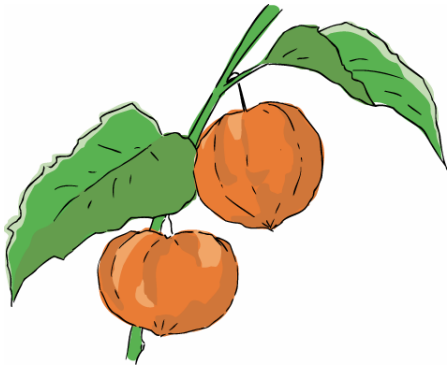


市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬将



〒381-1231
長野市松代町松代 9 0 8
電話 : 026-278-3555 F A X : 026-278-3540
e-mail : ima@ichiba-sr.com URL: www.ichiba-sr.com

新型コロナウイルス感染症による雇用への影響に関する厚労省調査から

◆非正規労働者 初めての集計

新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について、厚生労働省は全国の都道府県労働局および公共職業安定所（ハローワーク）を通じて事業所に対する任意の聞き取り等により把握した状況を取りまとめました。

5月25日からは、非正規労働者の解雇や雇止めの見込みを集計し始めました。
初めて公表された5月29日分、1週間後の6月5日分の内容を紹介します。

◆5月29日の集計分

- ・雇用調整の可能性がある事業所数…全国 30,214 事業所
- ・解雇等見込み労働者数…全国 16,723 人
- ・解雇等見込み労働者数のうち非正規雇用労働者数…全国 2,366 人
- ・【業種別】雇用調整の可能性がある事業所数（上位3業種、単位：件）
1位…製造業（6,298）、2位…飲食業（4,760）、3位…小売業（3,028）
- ・【業種別】解雇等見込み労働者数（上位3業種、単位：人）
1位…宿泊業（3,702。うち非正規568）、2位…道路旅客運送業（2,287。うち非正規164）
3位…製造業（2,269。うち非正規320）
- ・【都道府県別】雇用調整の可能性がある事業所数（上位3業種、単位：件）
1位…北海道（2,446）、2位…東京（2,291）、3位…岩手（1,648）
- ・【都道府県別】解雇等見込み労働者数（上位3業種、単位：人）
1位…東京（2,495）、2位…大阪（1,789）、3位…北海道（1,025）

◆6月5日の集計分

- ・雇用調整の可能性がある事業所数：全国で 35,482 事業所（+5,268 事務所）
- ・解雇等見込み労働者数：全国 20,933 人（+4,210 人）
- ・解雇等見込み労働者数のうち非正規雇用労働者数：全国 4,943 人（+2,577 人）
- ・【業種別】雇用調整の可能性がある事業所数（上位3業種、単位：件）
1位…製造業（7,215）、2位…飲食業（5,475）、3位…小売業（3,596）
- ・【業種別】解雇等見込み労働者数（上位3業種、単位：人）
1位…宿泊業（4,348。うち非正規290）、2位…飲食業（3,484。うち非正規1,075）
3位…製造業（2,813。うち非正規221）
- ・【都道府県別】雇用調整の可能性がある事業所数（上位3業種、単位：件）

- 1位…東京(3,611)、2位…北海道(2,929)、3位…千葉(2,301)
・【都道府県別】解雇等見込み労働者数(上位3業種、単位:人)
1位…東京(3,164)、2位…大阪(2,998)、3位…北海道(1,149)

この1週間で、雇用調整予定の事業所は5,268件増え、解雇等の見込み数も4,210人増えています。そのうち非正規労働者は2,577人と、半数以上を占めており、失職しやすくなっている現状がうかがえます。

中小企業の働き方改革関連法の認知度・準備状況は？ ～日本・東京商工会議所調査

◆中小企業への適用が次々に始まる働き方改革関連法の施策

働き方改革関連法の施策の中で、今年の4月からは、「時間外労働の上限規制」の中小企業への適用が始まりました。今年は新型コロナウイルスの影響により、様々な法改正情報を目や耳にする機会が減ってしまった印象ですが、働き方改革の大きなテーマの1つである「同一労働同一賃金」も来年の4月から適用が始まりますので、今から準備が必要になります。

◆「時間外労働の上限規制」は施行前でも認知が不十分

日本・東京商工会議所が実施した「人手不足の状況、働き方改革関連法への対応に関する調査」(調査期間:2020年2月3日～3月6日、回答企業数:全国の中小企業2,838社(回答率:68.8%))によると、「時間外労働の上限規制」の名称・内容について、認知が十分でない企業の割合は16.2%となっています。また、施行時期を「知らない」とした割合は、従業員規模50人以下の企業で19.9%と、約2割にも上っており、施行直前の時期においても、まだ認知度自体が十分ではないという実態がわかる結果となっています。

◆来年4月から中小企業にも適用される「同一労働同一賃金」

来年4月から中小企業にも適用される「同一労働同一賃金」ですが、本調査によると、まだ25.7%の企業が、認知が十分ではないと回答しています。従業員規模50人以下の企業では、32.9%が施行時期を「知らない」と回答しており、内容だけでなく施行時期の周知も求められるところです。

また、「対象になりそうな非正規社員がいる」との回答は23.4%でしたが、そのうち「対応の目途がついている企業」の割合は46.7%にとどまっています。中小企業への施行まで1年を切る中、まだ半数の企業は対応ができていないことがわかります。

◆なるべく早めの検討・取組みを

本調査によれば、「同一労働同一賃金」について講じた対応策や対応予定の方策としては、「非正規社員の給与等の処遇改善」(47.5%)、「賃金・人事制度の構築・見直し」(36.4%)、「正規/非正規の業務内容・配置の見直し」(35.8%)、「非正規社員の正社員化」(27.1%)が挙げられています。どのような対応をとるにせよ、ある程度の準備期間が必要になりますので、未対応の企業は、早めの検討・取組みが必要になります。

【日本・東京商工会議所「人手不足の状況、働き方改革関連法への対応に関する調査」】

https://www.jcci.or.jp/download/2020_hitodebusoku.pdf

年金制度改正法が成立しました！

年金制度改正法（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律）が5月29日、第201回通常国会において成立しました。この改正は、人手不足の進行や健康寿命の延伸、高齢者や女性の就業促進といった今後の社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図ることを目的としています。

主な改正内容を紹介いたします。

◆被用者保険の適用拡大（2022年10月～）

短時間労働者（週の労働時間が通常の労働者の3/4以上）を厚生年金保険、健康保険の被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件が段階的に引き下げられます（現在は500人超→2022年10月100人超→2024年10月50人超）。

◆在職中の年金受給の在り方の見直し（2022年4月施行）

- ① 在職中の老齢厚生年金受給者65歳以上の方については、在職中であっても年金額の改定を毎年定時に行うようになります。現状、老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、資格喪失時（退職時・70歳到達時）に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定していますが、退職を待たずに早期に年金額に反映します。
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円に引き上げます。

◆受給開始時期の選択枝の拡大（2022年4月施行）

現在、60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択枝を、60歳から75歳の間拡大します。

◆確定拠出年金の加入可能要件の見直し等（2022年4月施行）

- ① 確定拠出年金（DC）の加入可能年齢の引上げ
 - ・企業型DC：現行65歳未満→厚生年金被保険者（70歳未満）に改正
 - ・個人型DC（iDeCo）：現行、国民年金被保険者の資格を有し、かつ60歳未満→国民年金被保険者に改正
- ② 確定拠出年金（DC）の受給開始時期の選択枝の拡大
現行は60歳から70歳の間で各個人において受給開始時期を選択できますが、公的年金の受給開始時期の選択枝の拡大に合わせて、上限年齢を75歳に引き上げます。

◆その他の改正

国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え（2022年4月）、未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加（2021年4月）、短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ（2021年4月）などが予定されています。

～今月のことば～

日本人の不安と空威張り

丹羽宇一郎（にわ・ういちろう）

1939年生まれ。元伊藤忠商事株式会社社長。元中華人民共和国特命全権大使。名古屋大学法学部卒業後、伊藤忠商事入社。98年に社長に就任し、約4000億円の不良債権を一括処理しながら次年度の決算で同社史上最高益（当時）を計上した。現在、日中友好協会会長。『人を育てよ』『社長って何だ！』など著書多数。

丹羽：いま多くの日本人は、将来に対してすごく不安なんです。憲政史上、最長政権の首相が、制作スローガンの旗色をあれこれ変えて推進しよとしているが、給料もあんま上がらない、仕事もパツとしたものがない。少子高齢化の問題なども山積み。段々環境的に悪くなっていて、将来どうなるか見通しがつかない。それでどういう行動をとっているか。ひたすら内にこもっているわけですね。

たとえば、嫌中・嫌韓の言説が流布しています。過去の日本に対する思い入れがあって、「チャイニーズ、コリアンに負けるわけがないじゃないか」と思っている。でも一方で、毎年のように確実に国の力が落ちているし、中国はもちろん韓国も確実に力をつけている。そういう現実を前にして、いま日本人は「オレたちはこんなに強いんだ」と空威張りしているんです。中国も韓国も、もはや折れるわけがないのに、「偉そうにしゃがって。日本をバカにするな」と自意識過剰になっている。過去に執着した空威張りというのは、まさにコップの中の水が濁りかけている証拠です。日本はそんな情けない国になりつつあるんじゃないですか。

『負けてたまるか！日本人 私たちは歴史から何を学ぶか』

著 保阪正康・丹羽宇一郎

～事務所よりひとこと～

新型コロナウイルスという言葉が私たちの生活に登場してから半年が過ぎましたが、今までの生活を変えなければいけない事態になりました。外出自粛、在宅勤務、学校休校。我が家の子供達はどうと、上の子はひたすら寝る、という親としてはどうなの？と思うような方法で日ごろの鬱憤を晴らし、下の子は、3月にやっていきいた待望の弟（犬）との生活を楽しむ、といった具合に、それぞれ休校期間を堪能していました。

コロナによる生活環境の変化に限らず、災害が多発し、自然環境も変化が加速しているように感じます。今までの常識や固定観念に囚われすぎていると、生きづらい時代になってきているのかもしれない。様々な変化を受け入れ、何事にも柔軟に対応できるよう、しなやかな心で生きていきたいと思う今日この頃です。（八木澤）

お知らせ

《社会保険料の特例月変について》

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方について、事業主からの届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、**特例により翌月から改定可能**となりました。（別紙参照）

ご不明な点等ございましたら、当所までご連絡ください。